

第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 23 年	平 成 22 年	
総 数	823,162	820,565	2,597
車 両 通 行 止 め 等	29,719	29,620	99
歩 行 者 専 用	33,425	29,133	4,292
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	48,154	51,524	△3,370
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	67,964	67,768	196
進 入 禁 止	28,074	27,885	189
一 方 通 行	20,392	20,270	122
最 高 速 度	93,333	93,782	△449
駐 車 禁 止 等	217,066	217,613	△547
進 行 方 向 別 通 行 区 分	2,724	2,555	169
バ ス 専 用 ・ 優 先	739	731	8
一 時 停 止	139,761	138,552	1,209
歩 行 者 横 断 禁 止	18,144	17,974	170
車 両 横 断 禁 止	614	603	11
転 回 禁 止	4,797	4,714	83
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,384	11,287	△903
横 断 歩 道 等	92,914	91,530	1,384
そ の 他	14,958	15,024	△66

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。

数値：交通規制課

第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 21 年	平 成 22 年	平 成 23 年	
総 数	15,537 (71)	15,605 (83)	15,631 (76)	
うち) 交 差 点 用	11,047 (11)	11,085 (12)	11,095 (9)	
地 区 部	総 数	9,861 (65)	9,895 (75)	9,913 (71)
	うち) 交 差 点 用	7,215 (8)	7,229 (8)	7,236 (6)
域 市 郡 部	総 数	5,647 (6)	5,681 (8)	5,689 (5)
	うち) 交 差 点 用	3,806 (3)	3,830 (4)	3,833 (3)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	26 -	26 -	26 -
集 中 制 御 式 信 号	7,821 (11)	7,892 (15)	7,935 (11)	
定 周 期 式 信 号	6,250 (53)	6,246 (66)	6,223 (63)	
押 ボ タ ン 式 信 号	1,466 (7)	1,467 (2)	1,473 (2)	

注1 () の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

2 集中制御式信号とは、車両感知器の交通データをもとに、コンピュータにより算出された最適な信号表示時間で制御される信号機である。

3 定周期式信号とは、予想される交通量に対応した数パターン(朝、昼、夜)等、交通信号制御機ごとに秒数設定された信号機である。

4 押ボタン式信号とは、通常は車両信号灯が「青」で、歩行者が押ボタンを押すと、歩行者灯が「青」に変わる信号機である。

数値：交通管制課